

白川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 1 7 号

白川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定により定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）に定めるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。